

「地域猫活動」についてご存知ですか？

飼い主のいない猫（野良猫）によるふん尿被害、空き家などで生まれる子猫、猫が好きな人と嫌いな人の間で起こるトラブルなど、いま地域を悩ませていることの一つに野良猫問題があります。

野良猫に迷惑している人、かわいそうな猫がいて心を痛めている人、それぞれ思いは異なりますが、共通するのは「野良猫を減らしたい」ことではないでしょうか？

これらの問題を解決するために、『地域猫活動』という活動があります！

「地域猫活動」とは??

地域にお住まいの皆さんが主体となり、野良猫に不妊等手術をするなど適切な管理を行い、野良猫の数を減らすことで野良猫問題を解決し、「住みよいまち」をつくるための活動です。



地域でルールを定め、下記のような活動を行います。

① 周辺の清掃



決められた場所にトイレを設置すると共に、周辺の清掃もします。

② 適正な餌やり



決められた時間に決められた場所で管理している猫に餌を与えます。

③ 活動の周知

地域住民や自治会の理解を得るように努めます。



④ 猫の不妊等手術の実施

不妊等手術を行うことで、これ以上増えなくなります。



⑤ その後の管理

手術後も活動のルールに則り、責任を持って世話を続けます。



不妊手術を受けた地域猫は、手術済みの目印として、耳先をV字カットしています。



「地域猫活動」をすることで、不妊等手術によって野良猫がこれ以上増えなくなるし、ゴミ捨て場を荒らされることや、ふん尿の被害が減り、地域の生活環境が向上するんだね。



猫の飼い主さんをお願い

野良猫を増やさないために、以下のことを心がけて下さい。

①屋内飼育

屋外で猫を飼うと、ご近所トラブルのもとになったり、猫の感染症やケンカ、交通事故などの危険にさらされ、命を落としてしまう恐れがあります。

大切な猫の命を守る為に、
室内で飼うようにしましょう。



②不妊等手術

子猫が生まれることを望まない場合や、生まれても世話が難しい場合は、不妊等手術を施しましょう。



③終生飼養（猫を捨てない）

猫が命を終えるまで責任をもって飼いましょう。

猫を捨てる・虐待することは犯罪です。
法律の規定により、罰金に処されます。



④身元表示

室内で飼っていても、突然の脱走や災害の発生に備え、日頃から首輪（迷子札）やマイクロチップを装着しておくことが大切です。身元表示をして、飼い猫が迷い猫にならないようにしましょう。



野良猫にエサを与えている方をお願い

やせておなかをすかせた猫がいれば、エサを与えたい気持ちは、否定できるものではありません。しかしそのエサやり、きちんとルールを守って行われていますか？

「無責任なエサやり」と言われないよう、下記の5つのことを守りましょう！

- ①公共の場所及び土地所有者（管理者）の許可が無い場所での餌やり等は絶対にしない
- ②置きエサは絶対にしない
- ③不妊等手術を必ず行う
- ④猫の排泄場所を必ず作る
- ⑤ご近所に迷惑をかけていないか観察する

市川市の地域猫活動の団体登録制度

地域猫活動の目的、内容を市民の皆様にも正しく理解していただくために、平成28年度に活動のルールを明確にした【地域猫活動の団体登録制度】をもうけました。市では、登録団体に対し、必要な助言をするほか、登録団体が行う地域猫の不妊等手術費用の一部助成を行います。なお、登録には条件がありますので、詳細につきましては、下記窓口までお問い合わせください。



市川市役所 環境部 自然環境課
電話：047-712-6309

